

島根県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）の名称について

1 計画の性格

- 今回策定する計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、母子及び父子並びに寡婦福祉法の3つの法律に基づく計画
- 子ども・子育て支援法に基づく計画は新たに策定
- 次世代育成支援対策推進法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく計画は既存計画を継承する形で策定

[参考]

・計画の名称

根拠法	既存計画の名称
次世代育成支援対策推進法	島根県次世代育成支援行動計画[後期計画] ※愛称：しまねっ子すくすくプラン
母子及び父子並びに寡婦福祉法	島根県ひとり親家庭等自立支援計画

2 計画の名称（案）

- 根拠となる法律に基づく計画名を以下のように併記する。
 - ・島根県次世代育成支援行動計画
 - ・島根県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・島根県ひとり親家庭等自立支援計画
- その上で、島根県次世代育成支援行動計画を継承する計画でもあることから、計画の愛称「しまねっ子すくすくプラン」を引継ぎ、全体計画の愛称とする。



別紙「計画の表紙イメージ」参照

○計画の表紙 (イメージ)

島根県次世代育成支援行動計画
島根県子ども・子育て支援事業支援計画
島根県ひとり親家庭等自立支援計画

しまねっ子 すくすくフラン



平成27年 月

島 根 県